

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第三小学校  
校長名 大宝院清孝 公印

令和6年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

（1）学校の教育目標

日本国憲法、教育基本法の理念、学習指導要領の趣旨及び八王子市教育目標「あふれる元気・かがやく心・仲間とともに・はばたけ未来へ」を基調とし、児童が互いにかけてあげのない人間として尊重し合い、集団、自然、文化、伝統に積極的に関わり、心を磨き、知を輝かせ、心身を鍛える教育を推進する。

令和6年度は東京都人権尊重教育推進校であることも踏まえ、次の◎を重点項目とする。

- ◎やさしく（やさしい心もち、自分も人も大切にす児童）
- かしこく（すすんで学び考えながら、協働して課題に取り組む児童）
- たくましく（自分から心や体を鍛え、前向きに行動する児童）

（2）特別支援学級の教育目標

児童の実態を基に、将来の自立に向け、次のめざす児童像を設定する。

令和6年度は東京都人権尊重教育推進校であることも踏まえ、次の◎を重点項目とする。

- ◎友だちと仲良くする子 ○自分のことは自分でやろうとする子 ○体をきたえる子

（3）学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

- ア 「自分も人も大切にす」児童の育成をめざし、児童の自尊感情を高め、友だちとよりよくかかわる態度を養う。また、通常の学級との交流及び共同学習を推進し、社会性を高める。
- イ 教育活動全体を通して、児童一人ひとりの特性に応じた指導を行い、成長に向けて努力する態度を育てる。個別の指導目標を学期ごとに設定し、指導内容の重点化を図る。
- ウ 個別指導計画等に基づいて、児童一人ひとりの目標を明確にして、障害の状態や特性に応じた指導を行い、さまざまな運動に主体的に取り組む態度を育む。
- エ 【第六中学校グループ（第三小学校）】での義務教育9年間で切れ目なくつなぐ教育活動としていくため、9年間で育てたい児童・生徒像を「自分たちの力で考え、正しい方向に進んでいくことのできる力を獲得した児童・生徒」とし、小学校、中学校で9年間の系統的な指導を推進する。また、三小学び支援ネットワークの充実を図り、保護者・地域の教育力を活かした教育活動を推進する。
- オ 安心・安全な学校の実現に向け、保護者・地域と学校の情報を共有し、いじめや不登校などの対応に万全を尽くす。
  - ①児童の心の健康を保ち、いじめを防止するため、学校いじめ対策委員会や生活指導部会で情報を共有し、教職員が高い意識で未然防止、早期発見、早期対応を図る。
  - ②不登校傾向や不登校児童への対応として、登校支援コーディネーターを中心とした組織体制を構築し、家庭や関係機関との連携を強化することで、一人ひとりの状況に応じた支援や環境整備の充実を図る。
  - ③一人ひとりの教育的ニーズに応える支援を、保護者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係諸機関と連携を図り、校内委員会で検討・協議するなど組織的な取組として行う。

## 2 指導の重点

### (1) 各教科等

#### ア 各教科（外国語活動を含む）

- ①一人ひとりの課題に応じた指導の工夫改善を図り、生活に必要な基礎学力を習得させる。その際、1人1台の学習用端末を積極的に活用し、ドリル型学習コンテンツによる個別最適な学びを効果的に進める。また、教材の視覚化や共有化などのICT活用の特性を活かして、協働的な学びの実現に向けた授業改善を図る。
- ②主体的・対話的で深い学びの実現に向け、生活単元学習を中心に、児童一人ひとりの障害の実態や特性をふまえて、1人1台の学習用端末を効果的に活用し、粘り強く学習に向かう力を育む。
- ③生活単元学習では、季節の自然観察、交流及び共同学習などの体験活動を通して、人・社会・自然との関わり方に気付かせるようにする。また、身の回りのさまざまな事象に興味・関心をもたせるとともに、仲間と共有したり、協力したりすることの大切さを学ぶようにする。
- ④さまざまな運動をすることにより、運動に親しみ、運動技能や体力の向上、身体の発達を促す。「体幹」や「生活体力」の視点を持ちながら、体育科の授業改善や姿勢を正すなどの身体活動の日常化を推進する。
- ⑤外国語を用いたあいさつやゲーム、歌などの活動を通して、音声面を中心とした外国語でのコミュニケーションを図る楽しさを味わわせる。また、外国語や異なる文化に関する体験的な活動を通して、国際理解の素地の育成を図る。

#### イ 総合的な学習の時間

- ①栽培収穫活動や通常の学級との交流および共同学習、地域の方と交流など、体験的な学習や自分で調べる学習を通して、探究的に学習に取り組もうとする態度を育てる。
- ②郷土学習や日本遺産等の学習を通して、自分たちが生活する八王子市について理解を深め、地域への誇りと愛情をもち、地域を大切にしようとする児童を育成する。

#### ウ 特別活動

- ①学校行事や児童会、クラブ、縦割り班活動等を通して、自主性や社会性を育てる。
- ②学級での話合いや係活動、集団宿泊的行事における自主的・実践的な活動を通して、集団の一員としての所属感や連帯感を育て、自分の役割や責任を果たす態度や能力を養う。

#### エ 自立活動

学校生活の中で、一人ひとりの個別指導計画等を活用し、以下の項目を指導する。

- ①生活のリズムや生活習慣の形成を促し、健康状態の維持・改善を図る。
- ②ソーシャルスキルトレーニング等の活動を通して、心理的な安定やコミュニケーションの基礎的な能力を高め、対人関係や社会に関わる力の基礎を培う。
- ③手指の巧緻性を高めるなど、日常生活の基本動作や作業能力の向上を図る。
- ④各教科等の学習では、特に国語科の学習との関連を密接にし、言語によるコミュニケーション力の向上を図る。

### (2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ①「生命の尊さ」「よりよい学校生活、集団生活の充実」「親切、思いやり」「公正、公平、社会正義」を重点に、集団内の人間関係を整え、児童の自己肯定感や道徳的な判断力を育むとともに、家庭や青少年育成会、子ども会等各種団体と連携し、児童の健全育成を図る。
- ②児童一人ひとりの障害の実態や特性に応じ、実生活への反映を重視した内容を扱う。特に自閉症スペクトラム障害等を伴う児童は、自立活動と連携を緊密に図って実施する。
- ③情報モラル向上のため、SNSによるトラブルやいじめを題材とした道徳授業地区公開講座を行う。

### (3) キャリア教育

- ①「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、毎学期の活動や行事の振り返りを行うことで、児童に自らの進歩、成長を実感させるとともに、中学校進学や将来にわたる前向きな気持ちをもてるようにする。

## (4) 生活指導

## ア 生活指導

- ①一人ひとりの児童の個性や能力を伸ばすために、児童理解に徹し、児童が将来への希望をもち、充実した生活が送れるよう指導助言していくために、教育相談機能の充実を図る。
- ②安全指導、セーフティ教室(情報モラル教育)、薬物乱用防止教室や避難訓練等を計画的に実施する。また「生命(いのち)の安全教育」として生命を大切にすることを育む安全教育を実施する。

## イ いじめ防止等の取組

- ①「八王子市いのちの大切さを共に考える日」には、全学年学級活動の時間で命に関する授業を7月に実施する。また、毎週確保するいじめ対応のための時間は、学校いじめ対策委員会を確実に行き、いじめの未然防止や早期発見、そして確実な解決のための組織的対応の時間とする。
- ②「三小いじめ防止基本方針」に基づき、児童アンケートを年3回実施し、気になる児童の聞き取りを行ったり、Q-Uアンケートを活用したりすることで、相談できる大人がいない児童をなくしていく。
- ③SOSの出し方に関する指導を年間1時間設定し全学年で確実に実施する。

## ウ 不登校児童への支援等

- ①不登校対策については、個票システムを活用し、登校支援コーディネーターと生活指導部で対応を検討する。また、保護者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど関係機関と連携して社会的自立に向けた支援ニーズを的確に把握した上で、迅速かつ継続的に支援を行い、児童に関わる問題の早期対応にあたる。

## (5) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

## ア 通常の学級、関係機関との連携

- ①児童一人ひとりの実態に応じて、通常の学級の児童との交流及び共同学習を推進する。縦割り班活動や児童会活動、クラブ活動や委員会活動等の交流学習の充実を図り、共に生きる力を育成する。
- ②障害のある児童の理解啓発教育のために通常の学級へ理解教育を実施したり、特別支援学校の副籍交流の児童との交流を通して相互理解を深めたりして、共生社会の一員としての自覚を高める。
- ③学校生活支援シートの趣旨を活かして、児童一人ひとりの教育的ニーズに的確に応じられるよう、家庭や関係諸機関との連携を図る。

## イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- ①(取組1) 児童・生徒が合同で活動する場として、「児童会、生徒会での意見交流会」「小中合同の職場体験報告会」「第6学年による部活動体験」「第6学年への中学校生徒会が行う中学校紹介」「夏季休業中の小学校補習教室への中学生ボランティア」などを行う。
- ②(取組2) 学力向上分科会を「学力定着プロジェクトチーム」として、学力向上に向けた小中合同の取組を協議する。また、「三小・六中ティーチャーズネット」として、第三小学校の教員が第六中学校での補習教室に参加することや、第六中学校の教員が第三小学校の児童を指導することを実施する。
- ③(取組3) 特別支援分科会及びいじめ対策分科会において、いじめや不登校、家庭の状況や学習指導の経過の情報共有を図る。長期休業前に小中合同の児童情報交換会を行い、定期的な情報共有を図る。
- ④(取組4) 「地域の子どもは地域で育てる」を意識し、第六中学校(第三小学校)と合同の引き渡し訓練を実施する。地域の清掃活動やファミリーコンサート、ウォークラリーや納涼大会等に参加する。また、三小の放課後子ども教室に希望する中学生が参加し、地域の方と一緒に小学生との交流を図る。

## ウ その他

- ①「第六中学校グループ」として、1人1台の学習用端末の活用においては、児童の実態に合わせて「情報活用能力系統表」を活用し、9年間を見通したICT活用に関する資質・能力を養う。
- ②1人1台の学習用端末を、日常的な家庭学習や、学校行事等のオンライン配信、非常時のオンライン配信、不登校児童への面談や学習サポートなど、より日常的かつ効果的に活用する。
- ③「第三小学校2020レガシー」として、人権尊重教育推進校の取組と関連付け、外国籍の方を招いた国際理解教育等を継続して取り組んでいく。
- ④児童が新しい学校生活に円滑に移行していくためにスタートカリキュラムを活用する。「保幼小連携の日」の取組では、小学校と保育園、幼稚園などが互いの施設見学を計画的に行うなど、理解と連携を深め、より具体的な情報交換を行う。